

第108回 岡山市第二農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和2年4月20日(月) 午前10時00分
- 2 開会の日時 令和2年4月20日(月) 午前 9時40分
- 3 閉会の日時 令和2年4月20日(月) 午前10時44分
- 4 会議の場所 岡山市東区西大寺南一丁目2番4号 岡山市東区役所3階 多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数10名 出席10名

議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
会長(2)	浮田 孝允	出	6	申田 修	出
職務代理者(5)	岸本 博	出	7	今東 徳雄	出
1	上岡 耕一	出	8	難波 勝利	出
3	大森 美也子	出	9	延澤 強哉	出
4	奥田 哲也	出	10	雪本 泰嗣	出

6 農業委員以外の出席者

農地利用最適化推進委員	中区協議会長	藤田 眞樹
	東区協議会長	岡崎 章二
事務局	担当局長	井上 満千夫
	農地担当課長	佐藤 孝司
	担当課長補佐	黒瀬 高弘
	農地担当係長	百本 博次
	副主査	花房 弘治
	参事監	真田 明彦
	総務・農政担当課長	菱川 真輔
	担当課長補佐	竹田 了久
	副主査	橋本 聡実

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 転用事業計画変更承認申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(利用権の設定)

- (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の移転）
- (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
- (9) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告
- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3) 農地法第18条第6項による合意解約通知について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

- (1) 令和2年度の活動計画について
- (2) その他

9 議事録署名委員の氏名

1 番 上岡 耕一 1 0 番 雪本 泰嗣

1 0 議事の内容

議 長 みなさんご苦勞様です。それでは、ただいまから第108回 岡山市第二農業委員会総会を開会します。本日の欠席は0名です。

本日の議事録署名委員を指名します。1番 上岡 耕一 委員，10番 雪本 泰嗣 委員
にお願いします。

それでは議案の審議の前に、議案の訂正等がありますか。

百本係長 議案の訂正ですが、「第108回岡山市第二農業委員会総会議案の訂正等」をご覧ください。
第1号議案申請等（1）2ページ14番の耕作面積を14,773.10に訂正してください。
申請等（2）4ページ1番の申請人の職業に（公）を追加してください。また、別紙第1号議
案申請等（6）岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定）82ページ703
番の借賃の「全部で米30kg」を削除，85ページの最後の行188番を740番に訂正し
てください。

以上です。

議 長 それでは申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。事務局から東区の説明をお願いします。

百本係長 1ページ1番，受贈による所有権移転です。受人は現在，約19アール耕作しており，
非耕作地はありません。取得後の全ての農地を利用すること，機械，労働力，技術，地
域との関係などを見ても問題がないこと，あわせて1,786㎡を利用権設定予定で，

農業委員会が定める下限面積30アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

2番から4番は受人が同一なので一括して説明します。

新規農による所有権移転です。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題がないこと、あわせて1,702㎡を利用権設定予定で、農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

5番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.2ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件を全て満たしていると考えます。

6番、増反及び借入地の取得による所有権移転です。受人は現在、約3.7ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.7ヘクタール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、9番は受人が同一なので一括して説明します。

8番は増反による所有権移転、9番は増反による令和2年5月1日から3年間の賃借権の設定です。受人は現在、約28アール耕作しており非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、許可後農業委員会が定める下限面積40アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、増反による所有権移転です。受人は現在、約41アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、増反による所有権移転です。受人は現在、約3.5ヘクタール耕作しており、

非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

2ページ12番、増反による所有権移転です。受人は現在、約1.6ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、増反による所有権移転です。受人は現在、約51アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受贈による所有権移転です。受人は現在、約1.5ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、増反による所有権移転です。受人は現在、約48アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.3ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ17番、増反による所有権移転です。受人は現在、約67アール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積20アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

18番、増反による所有権移転です。受人は現在、約2.9ヘクタール耕作しており、非耕作地はありません。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題がないこと、農業委員会が定める下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上です。

議長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん、ご報告願います。

岡崎推進委員 1番から18番の18件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 1番の案件で登記上宅地になっているが、これはもともと農地だったものが宅地になったのか、宅地を開墾して農地になったのか詳しい事情が分かれば教えてほしい。

岡崎推進員 この件はもともと宅地でした。宅地の一部を畑にするということで農業委員会に認定してもらい現況畑になっているものです。

上岡委員 宅地で登記がされているものを扱うのか。

橋本副主査 事務局としては登記が宅地であったとしても、現在、農地としての登録があるかどうかで見ている。地目が宅地であれ雑種地であれ、現況が農地であり農地登録があるものについては、農地法上の農地として処理しています。

難波委員 この場合の課税は何でかかっているのか。

橋本副主査 現況課税だと思われるので農地として課税されているのではないか。

岡崎推進員 1番の場合は畑なので畑で課税されていると思います。

議長 それでは申請等(1)は1番から18番の18件を許可と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等(1)は1番から18番の18件を許可と決定します。

次に、申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての、審議に入ります。
事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 4ページ1番、令和元年11月14日付で農振除外された案件で、申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は分家住宅です。受人は現在、倉敷市茶屋町の借家に妻と子供3人の5人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、実家に隣接し、相互に協力がしやすい自身の所有する農地を分家住宅に転用しようとするものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様様を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番の1件について審議した結果、事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありました委員さん、何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 4 ページ 2 番, 令和元年 8 月末締めで農振除外の申し出があり, 除外相当で協議済みの案件で, 申請地は農地の広がり 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は農家住宅です。受人は現在, 東区富崎の持ち家に夫婦 2 人で居住していますが, 平成 30 年の集中豪雨被害による県の河川改修計画により住居を移転しなければならないため, 農地への通作にも便利な自己所有の申請地に農家住宅を建築しようとするものです。1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 自己所有地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の様様を岡崎協議会長さん, ご報告願います。

岡崎推進委員 2 番の 1 件について審議した結果, 事務局の説明のとおり許可意見となっています。引き続きのご審議をお願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等 (2) は 1 番, 2 番の 2 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等 (2) の 1 番, 2 番の 2 件を許可と決定します。

次に, 申請等 (3) 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。

事務局から中区の説明をお願いします。

花房副主査 5 ページ 1 番, 申請地は農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は, 露天駐車場の敷地拡張です。受人は現在, 倉田にて医療事業を営む法人ですが, 開院時には十分な駐車台数を確保していましたが, 来院者の増加に伴い, 駐車台数に不足が生じていることから, 既存駐車場に隣接する申請地に賃借権を設定し, 露天駐車場の敷地拡張として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積は, 普通車等 39 台駐車する計画であり, 通路を含めると相当の面積を必要とすることから妥当な面積であると判断できます。被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

2 番, 令和元年 8 月締めで農振除外申し出があり, 除外相当で協議済みの案件で, 申請地は農地の広がり 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は, 露天駐車場です。受人は現在, 岡山県笠岡市にて運送業を営む法人で, 現在江並に駐車場を借りて自社の車両を駐

車していますが、今年8月にこの駐車場を返還する必要が生じたことから、得意先に近く業務を行う上で利便性の高い申請地を所有権移転して露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については、大型車両4台、中型車両6台を駐車する必要があるため、相当の面積を確保する必要であることから妥当な面積と判断できます。被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

3番から8番は同じ地域なので一括して説明します。

申請地は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は、自己専用住宅です。

3番、受人は現在、今在家の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、現居所からも近く生活環境が変わらない他、妻の実家に近く相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

4番、受人は現在、北区いずみ町の官舎に夫婦で生活していますが、家財道具も増え、手狭になったことから、夫の実家に近く相互に協力しやすい他夫の通勤にも便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

5番、受人は現在、原尾島一丁目の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の通勤に際し利便性がよい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

6番、受人は現在、北区青江四丁目の借家に単身で生活していますが、結婚を控えており、今後家財道具が増えることから、申請人の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

7番、受人は現在、南区浜野一丁目の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫婦の勤務先に近く通勤に便利な申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

6ページ8番、受人は現在、赤田の借家に妻と子供1人の3人で生活していますが、子供の成長により家財道具が増え、手狭になったことから、夫の実家に近く相互に協力しやすい申請地を所有権移転して自己専用住宅に転用しようとするものです。

いずれも、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積、被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

9番,申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は,診療所です。受人は現在,北区大学町の総合病院にて歯科医として勤務していますが,倉富周辺に小児歯科が少なく開業の要望があったことから,自宅(福泊)からも近く共働きで子育てがしやすい申請地を賃貸借して診療所(歯科医院)として転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については,診療所の他来院者の駐車スペース等を設ける必要があることから相当の面積が必要になることから妥当であると判断できます。被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

10番,申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は,露天資材置場及び露天駐車場です。受人は現在,今在家にて建設業を営む者ですが,業務の受注増加に伴い,建築資材及び重機の置場に不足が生じていることから,本社からも近く業務を行う上で利便性が高い申請地を,所有権移転して露天資材置場及び露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積については,トラックや重機を4台駐車する他真砂土,砂利等建築資材を置く計画であり,相当の面積を確保する必要があることから妥当であると判断できます。また,被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

11番,申請地は農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され,転用目的は,露天駐車場です。受人は現在,今在家に両親,姉妹の5人で生活していますが,この度新たに自動車を所有することになりましたが,自宅には家族3人分の駐車スペースしかなく,新たに駐車スペースを確保する必要があるため,自宅近隣の申請地を所有権移転して,露天駐車場に転用しようとするものです。

農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積,被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん,ご報告願います。

藤田推進委員 1番から11番までの11件について協議したところ,事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが,委員さん,何かご意見がありますか。

全員 ありません。

議 長 次に東区の説明をお願いします。

百本係長 6 ページ 1 2 番, 令和元年 8 月締めで農振除外の申し出があり, 除外相当で協議済みの案件です。申請地は農地の広がりがある 10 ヘクタール以上の 1 種農地と判断され, 転用目的は分家住宅で使用貸借権を設定します。受人は現在, 東区西大寺中野の借家に夫婦 2 人で居住していますが, 家財道具が増え手狭になったため, 実家に近く農業の手伝いや両親の面倒を看ることができる祖父所有の申請地に分家住宅を建築しようとするものです。

1 種農地ですが, 集落に接続した住宅に該当し, 祖父所有の土地でほかに代替地がなく例外的に許可が可能です。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

1 3 番, 平成 30 年 5 月 14 日付けで農振除外済みの案件です。申請地は農地の広がりがある 10 ヘクタール未満の 2 種農地と判断され, 転用目的は露天駐車場で所有権を移転します。受人は, 東区光津に本社を置き一般貨物自動車運送業及び倉庫業を営んでいますが, 中区江並の倉庫が市の都市計画事業にかかり移転する必要が出たことや, 倉庫利用の需要が増加していることから, 事業所の集約化と業務の効率化を図るため, 平成 29 年 5 月 2 日付で農地法第 5 条一時転用許可を受け, 使用貸借権を設定し露天駐車場として使用していますが, 引き続き露天駐車場として使用するため永久転用の許可を受けるものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。転用面積, 被害防除計画等, 一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議 長 東区協議会の協議の模様を岡崎協議会長さん, 報告願います。

岡崎推進委員 1 2 番, 1 3 番の 2 件について協議したところ, 事務局の説明のとおり許可意見としています。引き続きのご審議を, お願いします。

議 長 協議会の報告がありました。委員さん, 何かご意見がありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは申請等 (3) は 1 番から 1 3 番までの 1 3 件を許可と決定してよろしいか。

全 員 よろしい。

議 長 それでは申請等 (3) は 1 番から 1 3 番までの 1 3 件を許可と決定します。

次に申請等 (4) 転用事業計画変更承認申請について, 事務局から説明をお願いします。

花房副主査 7 ページ 1 番, 当初申請人は, 平成 29 年 4 月 18 日付で, 自己専用住宅の建築を目的として転用許可を受けましたが, 転用事業実施前に死亡したため, 妻である承継人が引き続き転用

事業を行うものです。

承継人は現在、北区大供表町の借家に子供2人との3人で生活していますが、家財道具が増え、手狭になったことから、実家に近く相互に協力しやすい母の所有する土地を使用貸借して、自己専用住宅（分家住宅）に転用しようとするものです。

申請地は農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、日常生活上必要な施設で集落に接続するものであり、例外的に許可が可能です。転用面積・被害防除計画等一般基準上も問題ないと考えます。

以上です。

議長 中区協議会の協議の様態を藤田協議会長さん、ご報告願います。

藤田推進委員 1番について協議したところ、事務局の説明のとおり承認意見としています。引き続きのご審議をお願いします。

議長 協議会の報告がありましたが、委員さん、何かご意見がありますか。

奥田委員 資料についてですが、事業計画変更なので変更前の資料も付けていただきたい。

議長 それでは、申請等（4）の1番を承認と決定してよろしいか。

全員 よろしい。

議長 それでは申請等（4）の1件を承認と決定します。

次に岡山市農用地利用集積計画の決定について、申請等（5）所有権の移転、申請等（6）利用権の設定、申請等（7）利用権の移転、（8）利用権の設定及び転貸を一括して審議します。事務局から説明をお願いします。

百本係長 今回の利用集積計画について説明します。別冊議案をご覧ください。

申請等（5）の所有権の移転については、1ページ1番、2番の2件で農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業です。いずれも農地の所有者から財団への所有権移転です。

申請等（6）の利用権の設定については、中区は2ページ1番から4ページ26番の26件、東区は5ページ1番から85ページ740番の740件です。このうち、3ページ20番から4ページ26番までの7件、64ページ534番から72ページ608番までの75件は農地中間管理機構が貸借希望の農家の農地について中間管理権を設定するための利用集積計画です。

申請等（7）の利用権の移転は、東区分のみで86ページ1番から87ページ13番の13件です。

申請等（8）の利用権の設定及び転貸は、中区は88ページ1番から92ページ24番の2

4件、東区は93ページ1番から100ページ34番の34件です。

別に配布しています、利用集積集計表をご覧ください。申請等（5）所有権の移転を除く、申請等（6）、（7）、（8）を合計したものです。岡山市全体では計1,495件、第二農業委員会分は837件で中区が50件、瀬戸地区を除く東区が656件、瀬戸地区が131件です。面積は、ご覧のとおりです。

以上の計画内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしていると考えられ、各地区協議会では原案通り承認意見となっています。

なお、（6）利用権の設定において、中間管理事業の耕作者への配分予定表を担当委員さんにお配りしていますのでご確認ください。

以上です。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 ありません。

議長 それでは申請等（5）、（6）、（7）、（8）の岡山市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定とします。

次に申請等（9）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、事務局から説明をお願いします。

百本係長 8ページ1番から12ページ14番までの14件で、権利取得の事由はすべて相続、権利の種類は所有権で、内容をご覧のとおりです。あっせん等の希望はすべてなしです。各地区協議会では、いずれも受理意見となっています。

以上です。

議長 ただいまの説明について、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（9）農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について、14件受理と決定します。

次に報告について、事務局から説明をお願いします。

花房副主査 報告（1）4条届については、13ページ1番の1件です。転用目的は共同住宅で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（2）5条届については、14ページ1番から8番の8件です。転用目的は分譲住宅地が3件、老人デイサービスセンターが1件、長屋住宅が1件、共同住宅が1件、自己専用住宅

が1件、美容室が1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告（3）18条第6項の規定による合意解約通知については、15ページ1番から18ページ16番までの16件です。解約理由は、耕作目的が12件、転用目的が3件、道路用地が1件で、離作料は記載のとおりです。

報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届については、19ページ1番、2番の2件です。内容は、農業用倉庫2件です。

報告（5）農地改良届については、20ページ1番から3番の3件です。内容は、果樹園が1件、普通野菜畑が1件、しいたけハウスが1件です。

以上です。

議長 これらの報告について、ご質問はありますか。

全員 ありません。

議長 何もないようでしたら以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を資料に従い説明する。

令和2年度の活動計画について

- ① 令和元年度の活動を振り返って
- ② 令和2年度の活動について
- ③ 岡山市耕作放棄地対策協議会（案）の設立について
- ④ 今後のスケジュールについて

その他として、令和2年度人事異動および令和2年度事務局体制の報告をする。

岸本職務代理者 それでは何かご意見等がありますか。なければこれで終わりたいと思います。本日は、お忙しいところ、第二農業委員会総会にご出席いただき、慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、閉会といたします。

閉会 午前10時44分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員